



かわべ

第 53 号

平成 4 年 12 月 1 日

発行 川辺町議会

編集 川辺町議会報編集委員会
〒509-03
岐阜県加茂郡川辺町
中川辺1518-4
☎ (0574) 53-2511(代)



平成5年3月の完成をめざす「やすらぎの家」

こんな記事があります

- ▷ 議会構成 2 ページ ▷ 第 2 回、第 3 回臨時会 5 ~ 6 ページ
- ▷ 議長、副議長挨拶 4 ページ ▷ 平成 3 年度会計の決算を認定 6 ~ 9 ページ
- ▷ 意見書、決議 4 ~ 5 ページ ▷ そこが聞きたい知りたい 9 ~ 16 ページ

第二回 定例会

平成三年度各会計の決算を認定 議長・副議長及び各常任委員を改選

平成四年川辺町議会第三回定期会は、九月九日から二十一日までの十三日間を会期として開きました。

提出された案件は、教育委員会委員の任命、固定資産評価審査委員の選任、補正予算など六件と、最終日に追加された工事請負契約の締結、議員提案による意見書等四件でそれぞれ慎重に審議し、いずれも原案どおり可決、承認しました。

また、本定期会では、議長、副議長および各常任委員会委員などの改選を行いました。

議会構成

○議長の選挙

木下 潤氏を選出

田原芳郎議長から辞職願が提出されたため、議長選挙を行いました。

▽厚生経済委員会

委員長 平岩 求
副委員長 青山 紀久
委員 佐伯幸信
則武 豊

○議会報編集委員の選任

木下 潤氏が議長に就任されたことにより、辞職願が提出されたため、田原芳郎氏を後任の委員として選任しました。

田原芳郎 委員長 辻 武史
委員 平岡三朗
委員 横田文夫

○川辺町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定

これまで自治会、町内会等は、PTAや青年団などと同じく法

選挙は無記名投票で行い、木下 潤氏が選出されました。

○副議長の選挙

佐伯幸信氏を選出

井上幹雄副議長から辞職願が提出されたため、副議長の選挙を行いました。

▽土木委員会
委員長 井上幹雄
副委員長 井戸 孝
委員 酒向芳喜
福田雅良

新規の委員には、辻 武史氏が互選されました。後任の委員に平岡三朗氏を選任しました。

平岡三朗氏を選任

木下 潤氏が議長に就任されたことにより辞職願が提出され

○固定資産評価審査委員会委員の選任

山口武重氏を再任

木下 潤氏が任期満了となりました。

九月二十七日で任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の山口武重氏（下麻生五七一番地の三、昭和四年一月六日生）の選任について同意を求められ、全会一致で同意しました。

○町道の路線認定及び廃止

石神から中川辺地内、ダム湖周辺整備事業で道路を新設した森下線三三二一（延長五〇・五メートル、幅員四メートル）に伴い、認定及び廃止の整備を全会一致で可決しました。

○下水道事業推進特別委員会委員の選任

高橋 實氏を再任

木下 潤氏が議長に就任されたことにより、辞職願が提出されたため、田原芳郎氏を後任の委員として選任しました。

○教育委員会委員の任命

桜井徹治氏を選出

木下 潤氏が議長に就任されたことにより、辞職願が提出されたため、田原芳郎氏を後任の委員として選任しました。

○下水道事業推進特別委員会委員の選任

高橋 實氏を再任

木下 潤氏が議長に就任されたことにより、辞職願が提出されたため、田原芳郎氏を後任の委員として選任しました。

○川辺町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定

これまで自治会、町内会等は、PTAや青年団などと同じく法

月一日生）の任命について町長

的には通常「権利能力なき団体」と位置付けられ、団体名義では不動産登記等ができませんでした。

しかし、自治会、町内会等では、不動産等の資産を保有している場合も多く、これらの自治会等では会長名義などで不動産の登記等を行っているようです。

ところが、こうした個人名義の登記は、名義人が転居や死亡などにより自治会等の構成員でなくなりたった場合に、名義の変更や相続などの問題を生じることになります。

こうした問題に対処するためには、地方自治法の一部を改正する法律（平成3年4月2日公布施行）において、自治会、町内会等が、一定の手続きのもとに法人格を取得できる規定が盛り込まれました。

本町においても、この規定に対処するため、「川辺町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例」の制定を行いました。

○岐阜県市町村職員手当組合規約の変更

（内容省略）

○災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正

貸付限度額等を引き上げ

暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に災害弔慰金、自然災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けを行い、町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とした制度です。

災害で死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額が、「三百万円」から「五百万円」に引き上げられました。

災害援護資金においても、被害の状態によりそれぞれ引き上げられました。

○専決処分の承認を求めるについて

平成4年度川辺町水道事業会計補正予算（第二号）

平成4年度川辺町水道事業会計補正予算（第二号）について

【歳入】		△二、〇八一	
	（△は減額、単位千円）	国庫支出金	県支出金
國庫支出金	六二、六八八	七、三〇一	九、四六四
財産収入	九、六九一	九、六九一	九、六九一
繰入金	四二六	四二六	四二六
繰越金	五〇〇	五〇〇	五〇〇
諸収入			
町債			
総務費			
民生費			
衛生費			
農林水産業費			
土木費			
教育費			
消防費			

○平成4年度一般会計補正予算（第三号）	
教育費	一〇五
土木費	二六二
農林水産業費	一、九八八
消防費	四四四
教育費	六四、二〇九
土木費	六四、二〇九
農林水産業費	一二三
消防費	一、九八八
教育費	一〇五
農林水産業費	一、九八八
消防費	一〇五
教育費	五億八千四百万六千円となりま

歳入歳出それぞれ一億九百九十八万九千円を追加し、総額を四十二億五千九百七十四万四千円としました。

この補正是、岐阜川辺農業協同組合が建設計画中の地域農業生産システム確立条件整備事業（ライスセンターア）の町補助金三千万円、ふるさと創生川辺ダム湖周辺整備事業に伴う土地購入費等三千四百万円の補正を行いました。

歳入歳出それぞれの補正額の内訳は、次のとおりです。歳入歳出にそれぞれ十一万円を減額し、予算総額は四億九千百五十万二千円となりました。

会委員の報酬（二十三万九千円）は一般会計へ組み替えたため減額されました。歳入歳出にそれぞれ十一万円を減額し、予算総額は四億九千百五十万二千円となりました。

この補正は、下川辺森山地区で美濃加茂市の橋梁工事が行われているが、この工事により当町の水道管約二十三mほど不要となり、この補償を美濃加茂市より受けるべく予算措置を行いました。

した。

○平成4年度川辺町水道事業会計補正予算（第三号）

この補正是、下川辺森山地区で美濃加茂市の橋梁工事が行われているが、この工事により当町の水道管約二十三mほど不要となり、この補償を美濃加茂市より受けるべく予算措置を行いました。

○ダム湖周辺整備事業かわべ夢広場造成工事（その二）

○ダム湖周辺整備事業かわべ夢広場造成工事（その二）

請負契約の締結

この工事の請負契約の締結は、次のとおり決まりました。

- 1 契約の目的　ダム湖周辺整備事業かわべ夢広場造成工事（その二）
- 2 契約の方法　指名競争入札
- 3 契約の金額　一億九千七百七十六万円
- 4 契約の相手方　岐阜市宇佐南一丁目六番八号

老人保健医療費は、翌年度に清算が行われるため、平成三年度の事業実績に基づき一般会計から繰り出し、支払います。

一般会計へ戻し入れの措置を行いました。一時立て替え払いされた金額を一般会計へ戻し入れの措置を行いました。

大日本土木 株式会社
代表取締役　襄　哲治

五、工事の場所
川辺町石神地内

暴力追放を決議・意見書を可決 (関係大臣へ提出)

本定例会の最終日(九月二十一日)に議員提案による発案書(義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書、第十一回道路整備五箇年計画の策定に関する意見書)において、公明党は、昭和六十年度予算編成以来、毎年、財政負担の軽減を図る

ため、暴力のない平和で明るい生活環境は、町民の願いであります。暴力排除運動を展開して行く必要があると考え、暴力追放に関する意見書を全会一致で可決しました。

意見書、決議の内容は、次のとおりです。

義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書

提出者 田原芳郎
賛成者 平岡三朗
横田文夫

政府は、昭和六十年度予算編成以来、毎年、財政負担の軽減を図る

ため、義務教育費国庫負担制度の見直しを行っており、公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に対する国庫負担制度の削減を検討してきた。

しかしながら、この制度の見直しは、単に地方財政負担の増大をもたらすのみならず、教育に機会均等とその水準の維持向上に重大な影響を及ぼすものである。

よって、政府におかれでは、現行の公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に係る義務教育費国庫負担制度を維持されるよう地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。提出先は内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣

第十一回道路整備五箇年計画の策定に関する意見書

道路は、わが国が二十一世紀に向けて、活力ある地域社会の形成、東京一極集中のは正、多極分散型国土構造形成等の課題に対し、豊かさとゆとりの実感ができる生活の大國の実現を図るうえで、最も重要な役割を果たす施設である。

一、第十一回道路整備五箇年計画の要求総投資規模七十六兆円を満額確保すること

一、道路特定財源である揮発油税、自動車重量税等の暫定税率を、平成五年度以降継続するとともに、一般財源を大幅に投入する等、道路整備財源の充実を図ること

しかししながら、本町の急傾斜地崩壊防止施設の整備状況は依然低い水準にあり、毎年のようにかけ崩れによる災害が発生するなど極めて憂慮される状況である。

よって、政府におかれでは、平成五年度を初年度とする「第三次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画」の策定に当たっては、要求総投資規模一兆三千億円を確保し、急傾斜地崩壊対策事業を強力に推進されよう。地方自治法第九十九条第二項の規定によ

今般決定された「生活大国五箇年計画」においても、国民が豊かさとゆとりを日々の生活中で実感でき、多様な価値観を実現するための機会が等しく与えられることが必要とされており、道路は「人とくらしを支える社会空間」であるという視点に立って、まちづくり、地域づくりの基盤として、使い方まで含めた総合的な道路政策の展開は期待されている。特に他の住宅・社会資本整備や各種の地域振興施策を支援し生活者の豊かな支えを支える道路整備の推進が求められる。

かかるに道路予算の現状は、こうした整備の推進を図るためにには極めて不十分であり、今後、道路投資の拡大が図られなければ、公共投資基本計画の達成に支障が生じることも考えられ、国民生活、地域経済への悪影響も強く懸念される状況にある。とりわけ本町は、都市通勤圏という地理的条件から道路に対する依存度が高いにもかかわらず道路整備が著しく立ち遅れていたため、その整備を求める町の声は切実なものがある。

そのため、多極分散型国土の形成の基盤となる高規格幹線道路の整備と地域活性化の基盤でありかつ地方拠点の整備を進める上での

基幹となる地域高規格幹線道路整備の新たな展開・日常生活に密接に関係する渋滞解消のためのバイパス。環状道路の整備・日常生活の利便性向上のための自動車駐車場整備・自転車駐車場整備・良好な環境の保全・形成を図るために必要な道路整備・地域間を連絡する橋梁の整備・道路交通対策のための道路整備・良好な環境の保全・形成を図るために必要な道路整備

源の充実強化を図ること

上記地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

提出先は内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、経企画庁長官、国土庁長官

急傾斜地崩壊対策事業の促進に関する意見書

提出者 井上幹雄
賛成者 井戸孝
酒向芳喜
福田雅良

急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から国民の生命・財産をまもり、国土を保全し、安全で豊かな潤いのある地域づくりを推進するため、最も優先的に実施すべき国政の重要な課題である。

り意見書を提出する。
提出先は内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、経済企画庁長官、国土庁長官

臣、建設大臣、自治大臣、経済企画庁長官、国土庁長官

審議しました。

可決された案件は次のとおりです。

暴力追放に関する決議

提出者 田原芳郎
賛成者 辻 武史
平岡三朗

横田文夫
安全で住みよい郷土をつくることは、町民すべての願いである。

しかししながら、暴力団は依然として地域社会にはびこり、町民の平穏な生活や企業の健全な経済活動を脅かすなど憂慮すべき状況にある。

このよる中で本年三月一日、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が施行されたのを機に、更に一層町民一體となって暴力根絶運動を積極的に進めなければならない。よつて、本町議会は、町民とともに「住みよいふるさと川辺町」を築くため、暴力団をはじめ反社会的なあらゆる暴力の追放に総力を挙げて邁進することを宣言する。

第二回臨時会

第二回臨時会が、七月七日午前九時から開会されました。会期は一日と定められた後、補正予算一件、工事請負契約三件を

になりました。

この工事の請負契約の締結は、次のとおり決まりました。

一、契約の目的

川辺西小学校プール

代表取締役支店長 浅野政澄

岐阜市宇佐三丁目十六番九号 株式会社 土屋組

会期は一日と定められた後、物品購入契約一件を審議しました。可決された案件は次のとおりです。

可決した案件

○ダム湖周辺整備事業

かわべ夢広場造成工事請負契約の締結

昨年度より着手された「ふるさと創生ダム湖周辺整備事業」に伴う、平成四年度分「かわべ夢広場」造成工事の請負契約の締結について、審議を行いました。

一、契約の目的

ダム湖周辺整備事業

かわべ夢広場造成工事

二、契約の方法 指名競争入札

三、契約の金額 一億四千九百三十五万円

四、契約の相手方 岐阜市宇佐南一丁目六番八号

大日本土木 株式会社

代表取締役 田口 栄

二、契約の方法 指名競争入札
三、契約の金額 一億四千九百三十五万円
四、契約の相手方 岐阜市宇佐南一丁目六番八号

五、工事の場所 川辺町中川辺・西柄井地内（第二号）

○平成四年度一般会計補正予算

（第二号）

第四分団二部が郡消防操法大会に優勝

去る、六月二十一日、本町で開催された加茂郡消防操法大会において、第四分団二部（下麻生チーム）が優勝し、八月九日岐阜市で開催される岐阜県大会に加茂郡代表として、出場することに伴い所要の予算措置を講じました。

この工事の請負契約の締結は、次とのとおり決まりました。

一、契約の目的

幹線布設工事（その一）

川辺町中川辺地内

五、工事の場所

○流域関連公共下水道川辺污水

幹線布設工事（その二）

川辺町中川辺地内

五、工事の場所

○流域関連公共下水道川辺污水

幹線布設工事（その三）

川辺町中川辺地内

五、工事の場所

○川辺西小学校プール改築

二、契約の方法 指名競争入札

三、契約の金額 四千百二十万円

四、契約の相手方

○川辺中学校コンピュータ機器等品購入契約の締結

平成五年度から、コンピュータ教育が正課目として取り入れられることにより、本年度二十一台のコンピュータ機器の購入に伴う契約の締結について審議を行いました。

この物品購入契約の締結は、一台のコンピュータ機器の購入に伴う契約の締結について審議を行いました。

一、契約の目的

中学校コンピュータ機器等物品購入

二、契約の方法 指名競争入札

三、契約金額 二千二百六十六万円

四、契約の相手方 岐阜市橋本町二丁目八番地

富士電気総設株式会社

中部支社岐阜営業所

所長 斎藤勝己

五、納入場所

川辺町中川辺（川辺中学校）

五、工事の場所

○川辺西小学校改築

二、契約の方法 指名競争入札

三、契約の金額 四千百二十万円

四、契約の相手方

川辺西小学校プールが老朽化したことにより、改築すること

第三回臨時会が、八月二十一日午前十一時から開会されました。

た。

第三回臨時会

議長・副議長就任挨拶



議長
木下 潤

る諸施設が明年三月の完成を日
指して工事が順調に進捗してお
ります。

これも偏に町民の皆様の深い
ご理解とご協力の賜ものと厚く
お礼申し上げます。

更に、木曽川右岸流域下水道
事業をはじめ、東海環状
自動車道新設など、大型
事業の推進に極めて重要な
時期に直面しております。

九月九日招集の第三回
定例町議会におきまして、
議員各位のご推挙を頂き、
私達は議長、副議長の要
職に就任いたしました。

職責の重大さを痛感い
たしますと共に、身に余
る光栄に存じております。

もとより浅学非才でそ
の器ではありませんが、
町民の皆様をはじめ、議
員各位の温かいご指導と
ご鞭撻を戴き、円滑な議
会運営と町政進展を図る
ため、誠心誠意努力する
決意でございます。

議決機関として最善を尽くす



副議長
佐伯 幸信

私たち町議会におきま
しても、時勢に即応した
施策に努め、町民各位の
要請に応えるため、最善
を尽くす所存でございま
す。

何卒皆様の格別のご支
援とご協力を願い申し
上げ、就任の挨拶といた
します。

平成三年度各会計の決算 決算審査特別委員会に付託 審査報告どおり本会議で認定

平成三年度川辺町
一般会計歳入歳出決算
の認定

平成三年度川辺町
健康保険事業特別会計
歳入歳出決算の認定

平成三年度川辺町
老人保健特別会計
歳入歳出決算の認定

平成三年度川辺町
学校給食共同調理場
歳入歳出決算の認定

平成三年度川辺町
下水道事業特別会計
歳入歳出決算の認定

決算認定の提出に当たつ
て町長の説明

五会計の決算認定の提出に當
たつて、冒頭に町長より次のよ
うな説明がありました。

「平成三年度における我が國
の経済事情は、諸外国からの外
圧にもかかわらず、堅調に推移
し終了しました。一方国家財政
は、経済の拡大テンポが減速し、
税収の伸び率が鈍化し、地方財
政に与える負担も厳しい状態が
続く等、時代は大きく転換しつ
つあり、高齢化の進行、住民の
価値観の多様化が進むなか、本
町といたしましては、諸事業に
積極的に取り組み、財政の効率
運営を図り、地域の活性化の実
現に向け、つとめてまいりました。
このあと、収入役より各会計
の決算状況について総括説明が
あり、議会は決算審査特別委員
会を設置し、審査を付託しまし
た。

決算審査特別委員会は、議会
休会中の九月十六日、十七日に
審査を行い、十八日にまとめの
会議を開きました。その結果、
留意すべき点はあつたものの各
会計とも認定すべきものと決定
した。二十一日の本会議に報告
し、いずれも原案のとおり認定
されました。

決定審査特別委員会の委員は、
次とおりです。

委員長＝酒向芳喜

(7) 平成4年12月1日発行

副委員長＝平岩 求
委員＝青山紀久、平岡三朗、
横田文夫

審査報告書

一、平成三年度川辺町一般会計歳入歳出決算の認定について(認定第二号)

二、平成三年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(認定第三号)

三、平成三年度川辺町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について(認定第四号)

四、平成三年度川辺町学校給食共同調理場歳入歳出決算の認定について(認定第五号)

五、平成三年度川辺町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(認定第六号)

本委員会に付託の前記議案は、審査の結果、認定すべきものと決定したから、会議規則第七十条の規定により報告する。なお、意見は次のとおりである。

【意見】

◎一般会計

(歳入について)

歳入における最も有力な財源である町税の収納率が九十八・三%と昨年度より〇・二%低下している。滞納整理は困難が伴

う業務であるが、期限までに納付した善良な住民との間に重大な不公平を生じることとなるので、町民の納税意識の高揚に努め滞納整理になお一層の努力をされたい。

なお、収入未済額のうち、平成四年九月八日までに収納された金額は、

成四年九月八日までに収納された金額は、

町民税 三、三〇六、七八五円
固定資産税 一、四三九、三二〇円
軽自動車税 八、〇〇〇円

である。

(歳出について)

土木費のうち、公有財産購入費一千五百七十万円の予算に対し支出済額四百九十二万七千円(執行率三十一・三%)、教育費(うち保健体育費の公有財産購入費八千四百五十万円の予算に對し、執行ゼロ。何れも用地取得のうえで多くの困難が生じたことと思われるが、当初予算編成時で予想されなかつたか。今後は、計画変更を余儀なくされることのないよう十分な事前検討を望みたい。

○特別会計

（歳出について）

國民健康保険事業特別会計

老人保健特別会計

二会計とも高齢化社会を迎える

て、医療費の増加はやむを得ないと思うが、今後とも適正な予算計上に努力されたい。

保険税収納率を見ると前年度に比べ、現年分の収納率が向上しているが、収入未済額の中では、時効の問題もあるので滞納繰越分の収納に努力されたい。

本年度から開始した、在宅療養等訪問データバンク事業、その他の事業を積極的に推進し、町民の健康増進を図り医療費の節減が望ましい。

学校給食共同調理場特別会計

（L=一、一〇〇m）

一八、四五〇千円

このした下水道事業の推進には、国庫補助金が重要な財源であるので所管の建設省並びに県に対する隨時適切なる対応を要する。

二、下水道事業には膨大な社会投資を必要とする事業である。併せて、今後町が下水道事業に関連して実施する起債は、一般会計の財政を逼迫する恐れがあるので、長期的、多角的な見地での運用を計られたい。

会議には、町長をはじめ助役、収入役、必要に応じて担当課長が出席し、質疑に対する答弁及び説明を受けました。

議長も会議に出席しました。

今後とも給食内容の多様化を図り、児童の体力増進に配慮を期待する。

下水道事業特別会計

一、本町の下水道事業は、岐阜県の木曽川右岸流域下水道事業の一環として四市九町の関係市町村と共に進めている大型プロジェクトである。

審査に当たつては委員各自が

平成三年十一月には事業認可を得て、今後本格的な工事の施工と事業の推進が予測される。平成三年度は、国庫補助金(一千万円)を財源とし、工事施行のための作業が行われている。

○認可設計図書作成委託料 一五、五五三千円

○実施設計委託料 (L=一、一〇〇m)

一八、四五〇千円

このした下水道事業の推進には、国庫補助金が重要な財源であるので所管の建設省並びに県に対する随时適切なる対応を要する。

二、下水道事業には膨大な社会投資を必要とする事業である。併せて、今後町が下水道事業に

関連して実施する起債は、一般会計の財政を逼迫する恐れがあるので、長期的、多角的な見地での運用を計られたい。

会議には、町長をはじめ助役、収入役、必要に応じて担当課長が出席し、質疑に対する答弁及び説明を受けました。

議長も会議に出席しました。

本町には、環境整備資金が設置されており、これは将来を見定めた措置として評価するものである。

今後の弾力的な活用を期待する。

主な質疑と答弁

【問】 民生費負担金において七万六千円が未収になつてゐるこの理由は。

【答】 私立保育園保育料負担金で該当者は二名あり、この処理については、教育委員会、学校

審査の経過

とも調整しながら積極的に納付依頼をしており、分納方法も考

えていた。

【問】総務管理費の中の電算管

理費の委託料五百九十四万二千八百二十四円は、總体的或いは各課トータルしたものか。

【答】機能分担システム開発料（全体）四百六十六万六千九百三十円、電算処理費百二十七万五千八百九十四円です。

【問】総務管理費の負担補助金で乗合バス運行に、百八十七万円の支出は何か。

【答】バス運行（三和線）に対する補助金で町と地元で出して

いる。（平成3年十月以降廃止）

【問】民生費、社会福祉費、委託料一千二百三万五百八十三円

の中における地質調査費百四十万二千円について何箇所調査したか。また、ふるさと創生川辺ダム湖整備費の中で地質調

査費六百十八万円の内訳はどうか。

【答】民生費の委託料、地質調

査費百四十四万二千円は、やはり家の用地地質調査費を三箇所行ったものである。

また、ダム湖周辺整備費中の地質調査費は、ボーリングによる地質調査が二箇所で調査費二千円で、あと四百十七万八千

円は公園建物等の調査設計費で

す。

【問】老人福祉費の中で賃金四百二十二万四千九百九十五円は、家庭奉仕員の賃金としてあるが内容を説明せよ。

【答】ホームヘルパー五人で派遣延べ回数二三七八回出勤し、

【問】土木管理費の内、委託料が予算四十万円に対し三十九万七百九十九円支出してあるが、未登記物件の処理と思うが何件分か。

【答】筆数にして八筆、移転登記六件、名義変更三件を処理した額です。

【問】道路新設改良費の内、公有財産購入費が予算一千五百七十九万円で執行額四百九十二万七千六百七十五円となっているがどうか。

【答】下川辺地内町道建設用地が買収できなかつたためである。

【問】保健体育総務費の内、公有財産購入費八千四百五十万円

が不執行となつてゐるがどうか。

【答】下麻生と比久見地区で保健体育施設を設ける計画で予算

化したが、用地買収が困難であつたので不用額となつた。

【問】農業振興費の中で負担金補助金及び交付金のうち、可茂

十三万六千円支出してあるが算出基礎を説明せよ。

【答】二市九町村で設立されたもので、人口、距離等の係数により算出されたもので川辺町の負担割合は四・六九%あります。

【問】一般会計、諸費用の内、各項目の「節」需用費について、不用額が特に目につくが内容を分析すると各項とも燃料、光熱、暖冬による節減ができたのか。

【問】ゴミ対策は今後の重要課題となる。ゴミ堆肥化奨励金が復活事業として二十二万三千六百円を支出したが処理件数はどう

【答】昭和五十九年より借入金額四四、二八〇千円件数二三件です。

【問】ゴミ対策は今後の重要課題となる。ゴミ堆肥化奨励金が復活事業として二十二万三千六百円を支出したが処理件数はどう

【答】昭和五十九年より借入金額四四、二八〇千円件数二三件です。

【問】ゴミ対策は今後の重要課題となる。ゴミ堆肥化奨励金が復活事業として二十二万三千六百円を支出したが処理件数はどう

【答】昭和五十九年より借入金額四四、二八〇千円件数二三件です。

【問】ゴミ対策は今後の重要課題となる。ゴミ堆肥化奨励金が復活事業として二十二万三千六百円を支出したが処理件数はどう

【答】昭和五十九年より借入金額四四、二八〇千円件数二三件です。

【問】ゴミ対策は今後の重要課題となる。ゴミ堆肥化奨励金が復活事業として二十二万三千六百円を支出したが処理件数はどう

【答】昭和五十九年より借入金額四四、二八〇千円件数二三件です。

【答】平成二年 びは。

務所での受給者の把握方法がわかつたため。

【答】平成一年度までは、国民年金受給者もまとめて把握されるようになつた。

【答】社会保険事務所に確認したところ、国民年金受給者のみの把握はできなくなつた。

総括意見

昨今の社会情勢を考えると、町民のニーズは、ますます複雑多様化の傾向にあり、町税を柱とする自主財源の確保、効率的な予算の執行に留意し、ダム湖周辺整備事業、下水道事業、やすらぎの家建設など、現在進行中の大型事業が早期完成するよう一層の努力をされるとともに、健全財政の確保に努められるよう要望する。

【答】昨今の社会情勢を考えると、町民のニーズは、ますます複雑多様化の傾向にあり、町税を柱とする自主財源の確保、効率的な予算の執行に留意し、ダム湖周辺整備事業、下水道事業、やすらぎの家建設など、現在進行中の大型事業が早期完成するよう一層の努力をされるとともに、健全財政の確保に努められるよう要望する。

【答】組む中でよりPRし、成果が上がることを期待する。

【答】平成三年度に比較して、

【答】平成三年度の老齢基礎年金受給者の変動が著しいのはいかなる事由か。

【答】平成三年度の老齢基礎年金受給者の変動が著しいのはいかなる事由か。

【答】平成三年度の老齢基礎年金受給者の変動が著しいのはいかなる事由か。

【答】平成三年度の老齢基礎年金受給者の変動が著しいのはいかなる事由か。

【答】平成三年度の老齢基礎年金受給者の変動が著しいのはいかなる事由か。



科目別歳入歳出の詳細は広報十一月号をご覧ください。

一般質問

そこが聞きたい

知りたい

議員が町の行政の在り方、問題点を町長らに問い合わせた。「一般質問」は、会期最終日の九月二十一日に行われました。今回は、七人の議員が登壇し、当面する町政の諸問題について質問しました。

質問の要旨と答弁の概要は次のとおりです。

(掲載順序は、発言通告書の受付順)

平岡三朗議員

「やすらぎの家」の運営、管理はどうするのか

「ふるさと創生川辺ダム湖周辺整備事業」の一環として、現在「やすらぎの家」が建設されているが、多目的施設として福祉センターの機能ももつていて、ことから社会福祉施設の一つと理解している。

建物竣工の平成5年度よりその活動が開始されるが、川辺町の社会福祉事業の拠点として一層の拡充強化が期待される。当該施設の管理、運営については、去る三月の定例会で社会福祉協議会（法人社協）の方々と話し合い前向きに取り組むとの回答があつたが、来年からは具体的行動に移ることになる。

財政面や機構面特に人的対応の問題についてどのような構想を持っているのか伺いたい。

条例を設定し

それに従う

【住民課長】「やすらぎの家」の管理、運営については、町条例を設定してそれに従うことになるが、管理については、町が実施する。

運営については、町と法人社協が協調しながら子供から大人までのコミュニティの場として広く利用して戴く予定である。また、この施設が社会福祉活動を中心としているので法人社協の事務所入所を予定している。

更に、この施設は、福祉活動の拠点とする計画で民生委員会等の会議、研修、心配ごと相談、福祉専門医による相談、指導をはじめ、町から社協への委託業務としてホームヘルパーや入浴車の派遣事業等のほか現業事業として身障者に対する福祉活動、或いはボランティア、児童、老人、母子、父子福祉活動等々が予定されている。その他、老人クラブ活動、福祉機器（ベッド等）の貸し出し等も現在検討中である。

次に、事業、行事に対する人

的対応については、管理責任者一名、事務所及びヘルストロン等の健康管理機器を設置するので、それらの管理指導を含めた職員の配置を考えている。

公共施設の完全整備と集中管理を図れ

【住民課長】「やすらぎの家」は現状を見る限り良好とは言えない。これには、所管や人の問題、予算の問題等、困難な事情はあるうと思うが、施設造成の時点での将来の管理、運営をどうすべきかは当然考えられていたはずである。

町は、スポーツを通じて健康で明るい町づくりとか、憩いの場を通じてふれあい運動を高めるなど掛け声は、非常に結構な言葉であるが、肝心の施設が十分整備されているのか。

現状では、どの公共施設も適切な管理、運営がされていないことは極めて残念なことである。本年度から来年度にかけて「ダム湖周辺整備事業」により、また小公園の施設が完成するがそ

れらを含めて公共施設の今後については、十分検討し適正な管理、運営に心がけたい。

【総務課長】公共施設の管理は、それぞれの所管課に管理責任を持たせているが、管理不十分で行き届いていないことにについては反省をしている。

現在「やすらぎの家」、緑地公園等建設中であるが管理方法については、十分検討し適正な管

各学校の周辺除草は対策を検討する

【教育長】トラグターについては、昨年度購入させて頂き教育委員会が管理している。

職員が運転してグランドの除草をする予定であつたが、夏場の行事多発で作業に携わる余裕がなく十分な管理ができないなかつたことを反省している。

来年以降については、職員だけではこのグランドの管理運営は非常に困難であると考えられるので検討する。

各学校の周辺除草については、ご指摘のとおりであります。管理がされていない面があるので、今後の対策について検討して行きたい。

酒向芳喜議員

当面の経済不況にどう対応するのか

経済不況は、金融、不動産等の不況と絡んで複合不況と言われている。

最近は、製造業に不況の中心が移り、零細な末端の下請けが影響を受けやすいうことから仕事が無くなり倒産の事態になりかねない。今後このケースの多発

により失業者が増加することは目に見えている。

町としてどのように対応するのかを考えを聞きたい。

政府は十兆七千億円の経済対策を打ち出し予算措置も講じて

いるが、効果が出るのは当分先のことである。

また、金利の引き下げも、あまり効果が上がっていないと聞いている。

不況が長期化すると、売上減、受注減等により残業の減少、賃金の減少などで、必然的に住民税や法人税が減収となり町財政にも影響してくるが、これに対する考え方を聞きたい。

基金の有効利用と健全財政を貫く

【町長】バブル経済の崩壊後厳しい経済不況に見舞われている。

国は、景気浮揚対策として総合経済対策をたて大型補正予算化の計画を打ち出している。県も、国の景気浮揚方針を受けて公共投資の拡充を柱に早期発注の促進、中小企業融資貸付金の金利引き下げ、貸付枠の拡大等を盛り込み地域経済特別追加措置を決めている。

川辺町も、その線に添い事業の早期発注、小口融資制度や労働金庫に預託した勤労者生活基

金制度の積極利用を願っている。

一方、法人税、住民税等、町税の減収は必至であると考えら

れ、今後の町財政運営、特に来年度の予算編成には、大変厳し

いが経常費の節減を図りながら継続事業の達成のため良質な企業債、ふるさと創生事業債、下水道債等の活用とそれらの基金の有効利用を考えている。運用にあたっては、健全財政を貫く所存である。

学校教育に社会福祉教科を取り入れよ

「高齢化社会」の言葉が普遍的になつてゐる現在、老齢者を抱える家族では、若い世代は全部ではないが一緒に暮らしながらない。一方、老人たちも仕方がないとする感じがうかがえる。そうなると、子供や孫達は老人との繋がりは何であるかを知らないで成長することになる。こうした風潮は誠に残念なことである。

この際、老人や親達と、若い子や孫達との関係を学校教育の中で見直し、ボランティア活動への協力とか体験など社会福祉教育を通じてその意義を理解させてはどうか。

則武豊議員

川辺町の対高齢者十カ年戦略に如何に取り組むのか

国は、平成二年に「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」を策定し、二十一世紀の十年間に総額六兆円を越える事業を行い、在宅福祉を中心に高齢者社会に向

け環境づくりを進めることにしている。

本町では、近隣市町村に先駆けてこの事業への取り組みとし

て、この定例会に老人保健福祉計画策定調査業務委託事業とし

て六百六十九万五千円の債務負担行為の補正と、高齢者基金調査六百人の内容分析、将来像把握の委託料二十四万五千円の補正予算が提出されたことに対し

ては、大きく評価する。

さて、国は在宅福祉サービスの中心を市町村に委ねホームヘルパー十万人、ショートステイ五万床、デイサービスセンター、在宅介護センター各一万箇所の達成目標を明示していることか

としても、当然にデイサービスセンターと在宅介護センターは設置しなければならないと理解している。

四、五年先の事であるが、ホームヘルパーを含めてこれらの施設に従事する人材の確保ができるかどうか不安が多い。

必要人員をどのように確保するのか目算があれば伺いたい。

次に、施設整備の問題であるが、本町には、特別養護老人ホームもない現状の中で、特養を始めショートステイ施設、デイサ

ビスセンター、在宅介護支援センター等施設が必要になる。

どの施設を何年度に整備する

というゴールドプランがなければならぬと思つ。

現在時点ではどのように考えているのか伺いたい。

ゴールドプラン策定の中で検討し計画の立案をする

中で検討し計画の立案をする

【住民課長】高齢者福祉対策の人材確保については、福祉と保健医療との連携推進の観点をふまえ、老人福祉計画と老人保健計画を一体のものとして、在宅、施設、福祉並びに保健の各サービスを含めた在宅福祉を基本に策定を考えている。

人材確保が必要であるが大変難しい。

二点目の老人福祉の諸施設を整備する問題についても人材の確保が重要であり、これを如何に確保し、何年度にどの施設を導入するかは今後進めるゴールドプラン策定の中で検討し計画の立案をしたいと考えている。

地域のリーダーを育成するものは行政の責任

平成元年十二月に地方制度調査会は、内閣総理大臣に小規模

町村の在り方について「地域振興には、自助努力により地域の特性に応じた創造的な施策の展開が重要」と答申し、そのため

に取るべき措置として「地域リーダーの育成活用と、その環境づくり」を強調している。

本町は、人口一万人以上のため小規模町村ではないが、地域のリーダーを育成し活用することの必要性は、何等小規模町村と変わらない。

本町の将来を担い、発展の原動力となるのは、現在の青年層である。

町長は、老人福祉や、青少年育成については大変努力されており結構なことと評価するが、次代を担う青年層の人材育成に關しては、施策がないように思われる。

今後の施策として

○ 人材育成基金を設定し、その利子相当額で青年層の人材育成事業を開拓する。

○ 十八歳以上の青年を対象に国内外の先進地を視察し研修させる。

○ 農業の元起こし創造を目指し、知的生産から知的生活を考える農林業者の育成を図る。

○ 人材育成のための「塾」などの設置。

等が考えられる。

地域のリーダーとなる人材を育成することは、行政の責任だ

と考えるが町長の所信を伺いたい。

人材育成は町の活性化、発展のため極めて重要な事項と認識

人材育成は町の活性化、発展のため極めて重要な事項と認識

【町長】青年層の人材育成については、指摘のとおり行政の責任であり、町の活性化、発展のために極めて重要な事項と認識している。

今年度は、まず町職員の質の向上を図る目的で、研修参加の予算を認めて戴き上半期には、講師を招いて四十二名の研修を実施した。引き続き五十名の研修計画をたてている。

下半期には、国内の研修センターへの派遣を考えている。

かつて、町内には、青年協議会が組織され活動をしていたが青年層のサラリーマン化等により現在では消滅している。

教育委員会で組織の再編成に努めているが難しい状況にある。

県においては、国内外の視察研修参加の制度があるので、町内青年の参加を勧誘することは勿論であるが、議員提案の施策についても十分検討を重ね、青

年層の地域リーダー育成に努力したい。

まり見受けられない。

教師の在り方について、教育長はどのように指導しているの

少年の非行防止対策を確立し厳しく対応せよ

社会構造や経済情勢の変化に伴い、核家族化の進行、夫婦共稼ぎ家庭の増加等により子供が帰宅しても監督者、保護者である親が不在等のため少年の非行は年々増加し、更に低年齢化していることは憂うべき状況にある。

本町においても、中学生の喫煙、飲酒、校内暴力等が増加の傾向にある。

次代を背負う青少年を健全に育成するのは、家庭、学校、社会の三者の責任と考えるが、三者がそれぞれの責任にどう対応しているのか。また、どのような対応にに対応しなければならないのか

当局の所信を伺いたい。

具体的には、二学期を迎える

にあたり夏休み期間中に何回も職員会議を開催し、生徒指導の方針と方法、指導の体制、教師の具体的な行動規範等を決めて取り組んでいる。

具体的には、二学期を迎えるにあたり夏休み期間中に何回も職員会議を開催し、生徒指導の真剣に粘り強く生徒指導に当たっている。

川辺中では、各教師が非行防止のため日々非常事態の態勢で、

川辺中では、各教師が非行防止のため日々非常事態の態勢で、

川辺中は非常態勢で真剣に粘り強く生徒指導に当たっている。

川辺中は非常態勢で真剣に粘り強く生徒指導に当たっている。

長はどのように指導しているのか。

教师の在り方について、教育

反省を含めて共通理解の基に生徒の指導に当たっている。生徒達の動きと、その対応については日記形式で記録し、教育委員会に提出して貰っているが、真撃な行動には胸を打つものがある。生徒達が荒れる原因は、複雑かつ多種多様で決まつたパターンはないので定義づけることはできないのが、夏休みの前と後では、生徒達の状態が向上している。これは、教師や、わが子の将来を思う父兄の真剣な取り組みが、正常化へ指向してきた結果である。

学歴偏重社会は、子供達にプレッシャーを与えていたので意識改革も必要と思う。

家庭に、子供を教育する能力がない場合でも、家庭教育を学校で代行することはできないので、別の教育システムを作らなければならぬと思っている。

文部省は、第六次計画でメンタルフレンドの育成、二人担任制などを実現させるため、三万五千人の増員計画を発表しているが、こうした行政の援助システムが必要である。

二学期を迎える全職員の決意として一丸となつて授業妨害、暴力行為、器物破損、その他法に触れる行為に対しても厳しく

反省を含めて共通理解の基に生徒の指導に当たっている。生徒達の動きと、その対応については日記形式で記録し、教育委員会に提出して貰っているが、真撃な行動には胸を打つものがある。生徒達が荒れる原因は、複雑かつ多種多様で決まつたパ

ターンはないので定義づけることはできないのが、夏休みの前と後では、生徒達の状態が向上している。これは、教師や、わが子の将来を思う父兄の真剣な取り組みが、正常化へ指向してきた結果である。

学歴偏重社会は、子供達にプレッシャーを与えていたので意識改革も必要と思う。

家庭に、子供を教育する能力がない場合でも、家庭教育を学校で代行することはできないので、別の教育システムを作らなければならぬと思っている。

文部省は、第六次計画でメンタルフレンドの育成、二人担任制などを実現させるため、三万五千人の増員計画を発表しているが、こうした行政の援助システムが必要である。

二学期を迎える全職員の決意として一丸となつて授業妨害、暴力行為、器物破損、その他法に触れる行為に対しても厳しく

指導し、場合によっては関係機関の指導も辞さないという、強い態度で改善に当たっている。ただ、一旦荒れた学校を正常に戻すには、時間がかかることを理解していただきたい。

下麻生グランド周辺整備を実施せよ

下麻生グランドは山楠グランドと共に運動場としては川辺町の顔である。

町内の小中学校のグランドと異なり常に使用できる。更に、ここは夜間照明もあるので殆ど

連日のようすにソフトボール、ゲートボール、ゲートゴルフ等の練習が行われ、年に何回も大会が開催されている。

しかし、付帯設備が貧弱のため利用する選手や、役員から不満が多く、改善を強く要望されている。その内容は、概ね次のとおりである。

一、水洗便所、手洗場、水飲み場の設置。

グランドの周辺には、これらの設備は無く旧校舎に付設された施設は、汲み取り式で非常に不衛生の上、離れたところにあり、老朽破損し加えて夜間や土

日祭日には、玄関施錠と無灯火で入れない等極めて不便である。グランド利用者の不満は、これに集中している。

町は、将来展望も考慮して予算措置を講じてこれらの施設を建設整備するよう強く要望する。

二、ダッガーアウトの設置

このグランドは、中学生以下の軟式野球、一般的のソフトボール程度に使用できるが、ダッガーアウトが無いので付近の石垣とかU字溝を利用して待機している状況で、他町村の球場に比べて余りにもお粗末である。

早急に現地調査や、関係者の意見を聞き実態に則したダッガーアウトを設置するよう希望する。

三、休憩用のベンチの設置

当該グランドは、野球のほかゲートボールもできるよう整地され連日愛好者や団体が練習している。

しかし、ここにはベンチ等の休憩設備がないので建築廃材を利用して僅かに仮席を作りベンチの代用にしている。

大会等が開催されると、町内

の設備は無く、常に他町村の施設に依存する関係者の声は、切実である。

町は引き続き買収交渉中と思われるが試合待機の選手達は殆ど立ち見で過ごしており、休憩座席のないことに大きな不満を漏らしている。

かねて、教育委員会より要請のあつたグランド周辺の整理は、地区住民の奉仕作業で完了し条件は、整つたと考えるので関係者が請願するベンチ十脚程度の設置を希望する。

四、下麻生グランドの更衣室、便所の建て替え。

グランド周辺整備の一環として検討され、コンパクトで総合的かつ恒久的な設備に更新するよう要望する。

五、下麻生グランド周辺土地の買収。

グランドに隣接する周辺土地の買収が成就すると、総合的な小運動場計画が推進できるとして関係者の期待は極めて大きい。

特に、町内には公式のテニスコートやアーチュリ練習場は一面も無く、常に他町村の施設に依存する関係者の声は、切実である。

二のダッガーアウトの設置と三の休憩ベンチの設置については、それそれ使用目的が違うのでいろいろ心配がある。グランド全体の利用を予見し関係者意見を十分聞いて検討をする考えである。

四のプールの更衣室と便所の建替えについても、議員指摘のようにグランド周辺整備の一環として総合的な検討の上に立て進めるべきだと考えている。

いずれにしても、多額の費用を要する事業であり、教育研究所の便所の改築要求もあるので、その対応を含めて財政の方とも十分詰めて検討をしたい。

多額の費用を要するの財政と十分詰めて検討する

【教育長】 一の水洗便所、手洗い場、水飲み場の設置は、将来展望を考慮すると四のプールの便所等も併用した形で考えるべきだと思う。

また、五のグランド周辺の用地の拡張ができると、使用人員の増加が予測されるので便所の規模も変わることになる。

指摘のように総合的に検討の上に立つて実施すべきであると考える。

二のダッガーアウトの設置と三の休憩ベンチの設置については、それそれ使用目的が違うのでいろいろ心配がある。グランド全体の利用を予見し関係者意見を十分聞いて検討をする考え方である。

四のプールの更衣室と便所の建替えについても、議員指摘のようにグランド周辺整備の一環として総合的な検討の上に立て進めるべきだと考えている。

いずれにしても、多額の費用を要する事業であり、教育研究所の便所の改築要求もあるので、その対応を含めて財政の方とも十分詰めて検討をしたい。

五のグランド周辺土地の買収については、昨年度当初予算に計上し交渉してきたが、所有者のご理解が得られず本日に至っている。引き続いご理解、ご協力を要請して行きたい。

なお、本件の土地買収については、租税特別措置法の適用を受けるためには、県の事業認定を申請する必要があるが、土地事業認定が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するか、否かの問題が問われる訳で、公共用地でもすべて税の優遇措置が受けられるものではないことを理解して戴きたい。

旧下麻生小学校教室の有効稼働を図れ

旧下麻生小学校教室の有効利用について、先輩議員、執行部や有識者の方々が、幼稚園設立案とか保育園設置案、更には企業貸与案等の議論の末最終的に加茂郡教育研究所に貸与することと現在に至っていると伺っている。

教育研究所側との契約で貸与している施設は、旧校長室、職員室と旧理科室の三室の他付属程度で、残る四分三は現在もな

お空室のように見受けられる。

さて、町としては、予算事情が大変厳しい中で、第二保育園の移転問題の決着を付けなければならぬ。

また、一方では、老人福祉八月から当該施設を所管する市町村長に委ねられると、いつまでも出資金とか、負担金の支出をもって入居を主張することは困難ではないかと思う。

平成三年度の厚生省白書によると老人保健施設に入所させると介護老人は、当町の場合平成七年には五十人に、同十二年には百二人を抱えることになる。

この対策のため、各町村とも自前のホームを建設したり、組合立の施設を画策することが必然となる。

この際、当局は、旧教室で空室や契約外の部屋を保育園の移転対象にするとか、特別養護老人ホームの施設に改善する等、今一度再検討してはどうか。

改造費、医療機関との連携問題もあり極めて困難である

【教育長】旧下麻生小学校教室の有効稼働の問題であるが、現

在教育研究所と貸借契約は、事務室、治療室。第一研修室の三室である。他に、契約はしていないが階では、親子教室で三室、民族資料室として一部屋、二階

では、教育研究所が三室、町の倉庫として一室、福寿会が一室、旧青年団室が一室ある。

教育研究所や、親子教室等の移転を前提として考慮した場合、ここに保育園を移転すれば用地代がうくというメリットはあるが、階段、窓の高さ、部屋割り等の改造費が余りにも高くなる心配がある。

また、特別養護老人ホームに改修するためには、近代的な設備に改修する必要があり、その改修費や医療機関との連携問題もあるので極めて至難である。

【教育長】学校週五日制が、なぜ必要であるかについては、論議が多いが、今の子供は忙しいゆとりを持つて暮らすことが難しい世代のなかで、伸び伸びと自然体験、生活体験をさせることが狙いでいる。

社会変化も背景にあり、困難の時、自分から判断力を身に付けて欲しい。更に、親子が家庭で話し合う機会が少ないので、家庭での教育力を回復してもらうことも願っている。

第一回の土休後、当日の子供の行動について、各学校にアンケート調査を依頼していたが、家庭とのふれあい

の自主的判断による行動等種々あろうと思うが、土休には保護者不在の家庭とか、友達のないな児童の対策はどう考えているのか。

二、学校、公民館スポーツ施設の利用等計画はあるのか。三、子供会、育成会、スポーツ少年団、中学校の部活等活動は実施するのか。

四、町として学校五日制について対策は持っているのか。

	東小学校	北小学校	西小学校	五九%
一人で留守番	東小学校	北小学校	西小学校	六〇%
学習塾	東小学校	北小学校	西小学校	二三%
二、学校、公民館スポーツ施設の利用等計画はあるのか。	東小学校	北小学校	西小学校	二二%
三、子供会、育成会、スポーツ少年団、中学校の部活等活動は実施するのか。	東小学校	北小学校	西小学校	二〇%
四、町として学校五日制について対策は持っているのか。	東小学校	北小学校	西小学校	五九%

学校五日制で教委は土日の休日をどう対応させたか

学校五日制により、既に九月の第二土曜日が休日になり、今後も毎月第二土曜日は休みになる。

こうした状況の中で、親子のふれあい、遊びを通じた地域の人達との交流、子供の有効稼働の問題であるが、現

の行動について、各学校にアンケート調査を依頼していたが、家庭とのふれあい

第一回の土休後、当日の子供の行動について、各学校にアンケート調査を依頼していたが、家庭とのふれあい	東小学校	北小学校	西小学校	五八%
の第二土曜日が休日になり、今後も毎月第二土曜日は休みになる。	東小学校	北小学校	西小学校	五九%
こうした状況の中で、親子のふれあい、遊びを通じた地域の人達との交流、子供の有効稼働の問題であるが、現	東小学校	北小学校	西小学校	六〇%
の行動について、各学校にアンケート調査を依頼していたが、家庭とのふれあい	東小学校	北小学校	西小学校	二二%
の第二土曜日が休日になり、今後も毎月第二土曜日は休みになる。	東小学校	北小学校	西小学校	二〇%
こうした状況の中で、親子のふれあい、遊びを通じた地域の人達との交流、子供の有効稼働の問題であるが、現	東小学校	北小学校	西小学校	五九%

第二土曜日には、実施しないことにしている。

低年齢層の育成は、最も重要な視すべきで学校五日制ではなく、家庭二日制としての過ごし方を繰り返し啓発して行くことが必要である。

このことでは、町内区長各位を軸にしたふれあい活動、お祭り行事、ボランティア行事等に組み入れてもらうよう要請している。

保護者不在の子供達に対しては、自治会で包んでいただくようお願いしたい。

上川辺地区が開催した、夏休みふれあいフェスティバル、中学校の体育大会、比久見地区主催のふれあい活動など低学年から高年齢層の人達が参加した行事は、和やかで素晴らしい、子供は先輩のこうした生き方、考え方を見て育つていくものと考える。

これを機会に、学校が何でも引き受けるのではなく、家庭や地域がそれぞれ分担して子供の育成を担うことが、二十一世紀を背負って立つ子供達に対する私達の使命と考えている。

家庭、地域の土曜プランを立てていただきたい。

横田文夫議員

不況の長期化の中での町財政運営と見通しはどうか

平成2年の株価の凋落から始まつたバブルの崩壊に伴い、経済不況は厳しい状態にある。

しかも、この不況の底入れ予想が先に延び、先行き不安感が個人消費を下落させている。

企業サイドにおいても収益の悪化に伴う雇用の見通し、設備投資を下方修正している。

全産業が、減益、減収で景気の後退が深刻化しているので税収の見通しは、非常に厳しい情勢にあると思う。

本町は、これまで健全な財政運営が維持されており喜ばしいが、次年度以降もダム湖周辺整備事業、下水道事業の大型継続事業を持つている。起債額も当然増加するうえ、更に総合運動場の建設や、町民ニーズに答えるための計画も推進しなければならない。

これを機会に、学校が何でも引き受けるのではなく、家庭や地域がそれぞれ分担して子供の育成を担うことが、二十一世紀を背負って立つ子供達に対する私達の使命と考えている。

家庭、地域の土曜プランを立てていただきたい。

補助金等歳入の見通しは厳しく、歳出は予定山積で当然に財政調整基金の取り崩しを見込む必要があるだろうと思う。

現在、各種の基金と起債等の債務残がほぼ二十億円あり、決して余裕のある状況ではないと思われるが、次年度予算の策定に当たっては、行政の改革も十分検討してより計画的な運営を求める事になるが、不況が長期化しているこの状況の中で今後の町財政運営の見通しと、その対策について、どのように認識し、対応するのか基本的な考え方を伺いたい。

また、今後も住民生活と福祉の向上を図るために重要事業を計画的に推進して行かねばならないが、財政計画に当たっては、後代負担を伴う起債については、良質なものを選択するとともに国、県の補助金等財源の確保に最大限の努力を払わなければならぬと思つてはいる。

このよつたな状況下で指摘の如くに歳出面では、行政の改革等について、国、地方においてそれが対策が講じられているが、成果はまだ現れていないのが現状であると思う。

従つて、地方財政についても厳しい対応を求められるものと受け止めている。

町財政の状況については、現在税収は比較的順調に推移している。

特に、自主財源の指標となる財政力指数は、平成3年〇・五三四を示し類似団体の経常収支比率の平均六九・三に対し、本町の場合経常収支比率は五八

・五となつており健全運営をしている。

経常収支比率とは
間の平均値である。

指摘のように、特に本年度より大型プロジェクトが本格的に始まっており、多額の町債の導入によって事業の推進が図られている。

また、今後も住民生活と福祉の向上を図るために重要事業を計画的に推進して行かねばならないが、財政計画に当たっては、後代負担を伴う起債については、良質なものを選択するとともに国、県の補助金等財源の確保に最大限の努力を払わなければならぬと思つてはいる。

本議会の補正にも計上されない。公社が本用地取得の際には、早期活用を求める旨意見を出したが、今後どのような計画をしているのか、早期建設を期待して伺いたい。

本議会の補正にも計上されない。公社が本用地取得の際には、早期活用を求める旨意見を出したが、今後どのような計画をしているのか、早期建設を期待して伺いたい。

このよつたな状況下で指摘の如くに歳出面では、行政の改革等について、国、地方においてそれが対策が講じられているが、成果はまだ現れていないのが現状であると思う。

従つて、地方財政についても厳しい対応を求められるものと受け止めている。

【企画課長】駅前の駐輪場用地は、現在土地開発公社が管理している。

日本国有鉄道清算事業団との土地売買契約の中でも、工事の完了期限が明記されているので、できれば本年度の実施計画策定の中にいて、財政との調整を図り平成五年度、もしくは平成六年度に実施したい。

経常収支比率とは

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る比率で、経常一般財源の総額と経常経費充当一般財源の額との割合のことをいう。

駅前の駐輪場計画はどうなつたか

町税の収入、国、県の交付税、補助金等歳入の見通しは厳しく、本町の場合経常収支比率は五八

弱を示す指標として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の三年

財政力指数とは

地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられる

議員指摘の基金の有効活用を進め、健全な財政運営の下に重要な事業の推進を図りながら基本構想の実現に努めたい。

【企画課長】駅前の駐輪場用地は、現在土地開発公社が管理している。

日本国有鉄道清算事業団との土地売買契約の中でも、工事の完了期限が明記されているので、できれば本年度の実施計画策定の中にいて、財政との調整を図り平成五年度、もしくは平成六年度に実施したい。

八月十一日の豪雨災害 復旧工事を急げ

先般の豪雨による災害は、町内の各地に発生し、当日夜の警報発令下で、叩きつける雨の現場では、必死に防災活動をしていました。いたいた町職員、消防団並びに関係者の方々に心からお礼を申し上げたい。

また、翌日以降の被災箇所の調査、点検等も極めて迅速、か適切に対応されたことについて敬意を表したい。

当時は、予想外の突発災害であり、通常業務に加えての作業であったが、役場の雨量計で総雨量二百ミリ、かしおゴルフ場の雨量計で二百八十九ミリを記録し、集中豪雨時間があと三十分も継続すれば、昭和四十三年の八・一七災害に匹敵する被害が出るものと推定される。

集中豪雨の折りには、事前に住民の避難誘導により人的被害がなかつたことなど、不幸中の幸いであつたと思う。適切な対応についてのお礼に併せて、被災地の早期復旧を要請したい。

被災状況、復旧対策状況、今後の見通しについて説明を求めたい。

年度内に全災害箇所の復旧に努力する

【土木課長】八月十一日の集中豪雨被害は、鹿塩区を中心として神坂地区に集中的に発生している。

当日、七時十分役場内に災害

対策本部を設置し、男子職員の非常招集を行い被害箇所の調査、

復旧資材の運搬、消防団員の方の協力を得て浸水箇所の土壠積み、浸水家屋の排水等に全力をあげた。

更に、防災無線を利用して危険区域内の居住者の避難誘導に当たった。

今回の被害は、川辺町が施行する災害復旧工事としては、次

のとおりです。
河川災害五箇所 八三〇万円
道路災害二箇所 二五〇万円
林道災害二箇所 三五〇万円
農地災害八箇所 二五〇万円
農業施設災害六箇所 合計 一、三三五万円
また、県が施工する災害復旧工事は次のとおり申請している。
道路災害二箇所 一、二〇〇万円

上川辺地区の砂利採集計画の具体的説明を求める

辻 武 史 議員

合計 三、四七〇万円

県の災害査定日は、林道災は十月六日、道路、河川災については、十月十二日、農地災及び農業施設災は翌十三日に決定している。

災害査定を完了し、金額の確定を得て工事施工を決定することになるが、年度内に全災害箇所の復旧に努力したい。

なお、査定金額が確定すると、町の当初予算が不足するので補正予算を申請する予定である。

また、早急に災害復旧工事にかかる必要があるので、事業や金額の決定時期によっては専決予算をお願いしたい。ご理解をいただきたい。

町の搬出は、大型ダンプカーが上川辺地内に入る

ことが困難であるため、国道四十一号線の石神から神坂に入り、途中から五林洞へ右折して、突き当たりから専用道路を建設し

て立ち塞がる山には、トンネル

を穿つて現場に到着する構想計画を説明している。

更に、道路の奥に住む方の了解を求めており具体的な計画を持つていていることは明白である。

なお、ボーリング調査の結果岩石は良質であったという。

町長、産業課長は、この計画について聞いたことや説明を受けたことがあるか。

開発が行われた場合、騒音や、い合わせる等混乱してきた。

当初はたんなる噂であつたが地域住民が、心配して役場へ問

い合わせる等混乱してきた。

粉塵、河川の汚濁、数百台の

ボルダンプの往来等住民に被害

ねてこの真意を質問した結果、

確かに上川辺水無瀬川上流の岩石に着目し、既にボーリング調査を実施して岩質を委託研究している。この結果如何では、当所に採集事業所を持ちたてては、地権者を始め地主民に情報伝え、区長をはじめ地区的の代表者に説明会を持つことを求める等、当局は積極的行動を起こすべきではないか。

担当課の対応姿勢を伺いたい。また、大規模開発には、用地買収をする前に地権者を始め地側の発言であつて実際は着々と準備中であることは明らかである。いと表明している。ただし、それは相当先のことでの具体的な開発計画は未だ何も着手していないといふ。しかし、これは企業としての復旧に努力したい。

が、事前協議の申し込みがあるが、事前協議の申し込みがあったかどうか確認したい。

また、業者の事業計画に付ける意見書は、最終的には町長の考えが重点をなすと思うが、業者の進出計画について町長は基本的にどのような考えを持っているのかを伺いたい。

なお、相手の企業は、現在の採石場所が底をついたと表明しているが、実際は採掘を進めようとする地区の進出反対に遭つて断念し、当所に新規の場所を求めるものと想定される。

当町が意見を出す前に坂祝とか、多治見等の採石現場へ出向いて、地域の方の様子を調査し被害があるならば、その状況と対応を十分検討してほしい。

本件の問題は、単に上川辺の事でなく川辺町全体の問題であるので、計画が出てからの対応

でなく先手の対処をお願いしたい。

業者から具体的説明を受けたことはない

【産業課長】本件については、今回初めて聞き、業者からそれ以前に具体的説明を受けたことはない。

採石の認可については、岩石採石場の所在地を所轄する都道府県知事とされており、認可申請の計画書は、県事務所へ提出され他の法律との対応や認可の基準に従って、各項目ごとにチェックされる。

併せて、市町村長の意見を付して県に進達され、関係機関と意見調整、協議の上裁決される。こうした手続きを経て知事の認可となるものである。

本件については、最初に可茂県事務所に確認したが計画書の提出はなく、事前連絡も無かつたとの回答があった。

次いで業者と面接し事実確認をした結果、現在の採石場はいづれ底をつくので、他の適地を調査中であつたがその中に本件指摘の水無瀬奥の山地があり、地権者立会でサンプルを採取し採石に適合する場所かどうかを委託調査しているものである。

岩石については、良質であったが、地質については現在コンサルタントに分析依頼中である。

分析結果が良好であれば、具体的計画を策定し、地域の方への説明会も開催して行きたいとの回答があった。

議員指摘のとおり、採石事業は土地の構成物である岩石を土地から剥離する作業形態のため、土地の崩壊、発破による飛び石、汚濁水の流出といった災害発生の危険、また粉塵、騒音、振動などの公害発生の問題、更には、ダンプ等の往来に伴う道路交通

上の問題を抱える事は十分に考えられる。

町は、事前に説明会の開催を強く申し入れたが、業者としても具体的な計画が纏まれば当然に説明会を開催したいと表明している。県事務所へ計画書が提出される事になれば、災害、公害などの諸問題の対策は明確に示され、地球環境の保護の観点からも厳しくチェックされるものと思う。

町としては、この問題を含めて関係各課と十分協議し、地元住民の意見を踏まえた意見書を

【町長】業者の事業計画、また事前協議は、町の方にも何ら提出されておらず、議員の一般質問の通告書を見て初めて知った

付ける事になると思う。

公害の出るような企業は歓迎しない

【町長】業者の事業計画、また事前協議は、町の方にも何ら提出されておらず、議員の一般質問の通告書を見て初めて知った

企業は歓迎をしない。

県からの書類が回って来ると言うことであるが、十分そうした考え方を持って住民の方の意見をもとに対処していく。



議会日誌

- 8月4日 高山線太多線複線電化促進協議会に議長出席(下呂町)
- 10日 国道418号線総会に議長出席(美濃加茂市)
- 12日 「人道の丘」開園式典に議長出席(八百津町)
- 16日 第4回川辺町マリンスポーツカーニバルのファミリー一部に議員参加
- 18日 洞戸川辺間主要地方道改良整備促進期成同盟会4年度通常総会に議長、土木委員長出席
- 21日 第3回臨時会開催
議会全員協議会開催
- 28日 加茂郡市町村議会議長会に議長出席(美濃加茂市)
- 29日 ポートサミットに議長出席(三重県大台町)
- 31日 町議会議員3町ソフトボール大会に出席(八百津町)
- 9月1日 総務文教委員会協議会を開催
- 2日 土木委員会協議会を開催
厚生経済委員会協議会を開催
- 4日 議会運営委員会を開催(第3回定例会の運営について)
民生委員推選委員会に議長出席
- 9日 第3回定例会開催(会期の決定、町長挨拶及び提案説明、議案上程、議案説明、質疑)
- 10日 2郡議会議員ソフトボール大会に出席(東白川村)
- 14日 総務文教委員会を開催(付託案件の協議)
土木委員会を開催(付託案件の協議)
- 16~18日 決算審査特別委員会を開催
- 21日 第3回定例会開催(一般質問、討論、採決、決算審査報告及び採決、意見書の採決、閉会)
- 28~29日 立志のつどいに議員出席(高山市)
- 10月5日 議長研修会に議長出席(岐阜市)
- 13日 下水道事業推進特別委員会を開催
- 17~18日 全国町民レガッタ漕艇大会に議員応援(福井県美浜町)
- 21日 中濃、東濃、飛驒地区正副議長会研修会に正副議長出席
- 22日 第4回臨時会を開催
独居老人と語る会に議長出席
- 29日 議会報編集委員会を開催(第53号の発行について)
- 31日 厚生経済委員会協議会を開催
- 11月5日 優良運転者の表彰伝達式に議長出席